

訴 状

2024年2月20日

東京地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 福 田 護

同 三 宅 弘

同 米 倉 洋 子

同 南 典 男

同 大 江 京 子

同 関 守 麻紀子

同 大 山 勇 一

同 神 谷 延 治

同 辻 田 航

同 三 宅 千 晶

同 安 齋 由 紀



原 告 別紙当事者目録記載のとおり

原告ら訴訟代理人 別紙原告ら訴訟代理人目録記載のとおり

〒100 - 0013 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号

被 告 国

同代表者法務大臣 小 泉 龍 司

処分行政庁 内閣官房内閣総務官

同 内閣情報官

同 内閣官房副長官補

同 内閣府大臣官房長

保有個人情報不開示処分取消等請求事件

訴訟物の価額 4 4 4 0 万円

貼用印紙額 1 5 万 5 0 0 0 円

目次

請求の趣旨	5
請求の原因	7
はじめに	7
1 日本学術会議会員の任命拒否とその違憲・違法性	7
2 行政の説明責任と情報公開の必要性・重要性	8
3 本件情報公開請求等に対する不開示処分の基本的な問題点	10
4 本件訴訟の意義等について	11
第1 訴訟に至る経緯	12
1 任命を拒否された原告ら6名	12
2 保有個人情報開示請求	13
3 内閣官房の原処分	13
4 内閣府大臣官房長の処分について	15
5 内閣府日本学術会議事務局長に対する個人情報開示請求について（事情） ..	15
6 審査請求	16
7 情報審査会の答申	17
8 内閣官房の各処分庁の裁決	17
9 小括	18
10 内閣府大臣官房長の令和5年8月25日付けで行なった「保有個人情報の 開示をしない旨の決定の変更について（通知）」による「部分開示」処分の取消 請求	18
第2 文書の不存在を理由とする不開示処分（原処分①～③）の取消を求める	21
1 内閣官房の所轄事務や行政文書の管理に関連する法令・規則等	21
2 「行政文書」の解釈	26
3 文書不存在を理由とする不開示決定の理由付記	27
4 文書不存在の主張立証責任	28
5 内閣官房（内閣総務官・内閣情報官・副長官補）の不開示処分は違法である こと	30
6 小括	36
第3 国家賠償請求（国家賠償法1条1項）	36
1 国家賠償請求の前提となる事実と法制度について	36
2 情報公開請求における情報審査会の答申について	40

3 違法な本件各不開示処分に基づく賠償請求（主位的）	42
4 文書作成・保存義務違反行為に基づく賠償請求（予備的）	43

請求の趣旨

- 1(1) 原告芦名定道に対して、内閣官房内閣総務官が行なった別紙不開示処分目録 1 B 記載の、内閣情報官が行なった同目録 2 B 記載の及び内閣官房副長官補が行なった同目録 3 E 記載の各保有個人情報不開示処分並びに内閣府大臣官房長が行なった同目録 4 B 載の不開示決定変更処分を取り消す。
 - (2) 内閣官房内閣総務官、内閣情報官、内閣官房副長官補及び内閣府大臣官房長は、原告芦名定道に対し、別紙対象保有個人情報目録 A 記載の保有個人情報の開示決定をせよ。
- 2(1) 原告宇野重規に対して、内閣官房内閣総務官が行なった別紙不開示処分目録 1 A 記載の、内閣情報官が行なった同目録 2 A 記載の及び内閣官房副長官補が行なった同目録 3 F 記載の各保有個人情報不開示処分並びに内閣府大臣官房長が行なった同目録 4 A 載の不開示決定変更処分を取り消す。
 - (2) 内閣官房内閣総務官、内閣情報官、内閣官房副長官補及び内閣府大臣官房長は、原告宇野重規に対し、別紙対象保有個人情報目録 B 記載の保有個人情報の開示決定をせよ。
- 3(1) 原告岡田正則に対して、内閣官房内閣総務官が行なった別紙不開示処分目録 1 C 記載の、内閣情報官が行なった同目録 2 C 記載の及び内閣官房副長官補が行なった同目録 3 A 記載の各保有個人情報不開示処分並びに内閣府大臣官房長が行なった同目録 4 C 記載の不開示決定変更処分を取り消す。
 - (2) 内閣官房内閣総務官、内閣情報官、内閣官房副長官補及び内閣府大臣官房長は、原告岡田正則に対し、別紙対象保有個人情報目録 C 記載の保有個人情報の開示決定をせよ。
- 4(1) 原告小澤隆一に対して、内閣官房内閣総務官が行なった別紙不開示処分目録 1 E 記載の、内閣情報官が行なった同目録 2 E 記載の及び内閣官房副長官補が行なった同目録 3 C 記載の各保有個人情報不開示処分並びに内閣府大臣官房長が行なった同目録 4 E 記載の不開示決定変更処分を取り消す。
 - (2) 内閣官房内閣総務官、内閣情報官、内閣官房副長官補及び内閣府大臣官房長は、原告小澤隆一に対し、別紙対象保有個人情報目録 D 記載の保有個人情報の開示決定をせよ。
- 5(1) 原告加藤陽子に対して、内閣官房内閣総務官が行なった別紙不開示処分目録 1 D 記載の、内閣情報官が行なった同目録 2 D 記載の及び内閣官房副長官補が

行なった同目録3 B記載の各保有個人情報不開示処分並びに内閣府大臣官房長が行なった同目録4 D記載の不開示決定変更処分を取り消す。

- (2) 内閣官房内閣総務官、内閣情報官、内閣官房副長官補及び内閣府大臣官房長は、原告加藤陽子に対し、別紙対象保有個人情報目録E記載の保有個人情報の開示決定をせよ。

- 6(1) 原告松宮孝明に対して、内閣官房内閣総務官が行なった別紙不開示処分目録1 F記載の、内閣情報官が行なった同目録2 F記載の及び内閣官房副長官補が行なった同目録3 D記載の各保有個人情報不開示処分並びに内閣府大臣官房長が行なった同目録4 F記載の不開示決定変更処分を取り消す。

- (2) 内閣官房内閣総務官、内閣情報官、内閣官房副長官補及び内閣府大臣官房長は、原告松宮孝明に対し、別紙対象保有個人情報目録F記載の保有個人情報の開示決定をせよ。

- 7 被告は、別紙当事者目録記載の各原告らに対し、それぞれ金100万円及びこれに対する令和3年6月23日から支払い済みに至るまで年3分の割合による金員を支払え。

- 8 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに第7項につき仮執行の宣言を求める。

請求の原因

はじめに

1 日本学術会議会員の任命拒否とその違憲・違法性

- (1) 2020年10月1日、菅義偉内閣総理大臣（当時）は、日本学術会議（以下、単に「学術会議」ともいう）が第25－26期の会員候補者として推薦した105名の科学者のうち、6名を除外して会員を任命した（以下、「本件任命拒否」という）。任命を拒否された6名は、いずれも人文・社会科学系の芦名定道（宗教学）、宇野重規（政治学）、岡田正則（法学）、小澤隆一（法学）、加藤陽子（歴史学）及び松宮孝明（法学）であり、その任命拒否の理由は全く示されなかった。学術会議が推薦した候補者が任命を拒否されたことは、任命制度が導入された1983年以来初めてのことであり、この任命拒否はまさに青天の霹靂として、学術会議の内外に大きな衝撃をもって受け止められた。

学術会議は、翌10月2日の総会において、6名を任命しない理由の説明と速やかな任命を求める決議を採択した。そして短期間のうちに1000を超える学協会を含む約1300の団体が抗議声明を発出し、同年の臨時国会においても政府に対する厳しい追及がなされた。しかし、6名の任命拒否の理由は、その過程でも政府から明らかにされることは全くなかった。

- (2) 科学は、真理の探究を通じて人類社会の福祉に奉仕する。科学は、政治の論理によって歪められてはならず、とりわけ権力からの独立と自律が、科学の科学たることの生命線である。憲法23条が学問の自由を特に保障しているゆえんである。

そして、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立って」、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として」設立された学術会議（日本学術会議法前文、2条）は、そのような科学者集団として学問の自由を保障され、政府から独立して職務を行う（同法3条）のである。その独立性は、政治権力から自由な学問共同体としての自律性、なかんずく人事の自律性によって担保される。このことは、学問共同体であることからの本質的要請である。

日本学術会議法は、学術会議が、「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し」て内閣総理大臣に推薦し、内閣総理大臣はこの推薦に基づいて会員を任命すると定める（同法7条2項、17条）。この

任命制は、1983年法改正により導入されたものであるが、その意義について、当時の中曽根総理大臣は、政府が行うのは形式的任命にすぎず、学問の自由独立はあくまで保障されると国会で答弁し、当時の丹羽総理府総務長官も、学会から推薦された者は拒否しない、推薦のとおり形だけの任命をしていくと明言し（同年5月10日参議院文教委員会、同年11月24日同委員会）、その他同様の答弁が繰り返された。そしてその後、この有権解釈に則って、各期の学術会議会員は、学術会議の推薦のとおり総理大臣によって任命されてきており、解釈及び実践として確立したものとなっていた。しかもそれは、単なる法律の解釈ではなく、学問共同体であることからの本質的要請であり、憲法23条によって保障されてきたものにほかならない。

学術会議法17条の「優れた研究又は実績がある」かどうかの学問的判断・評価をする能力は、学術会議の側にあつて総理大臣にはないのであり、もともと、「優れた研究又は実績」の有無を政治権力が決めてはならないのは、当然の理なのである。

したがって、本件任命拒否は、憲法23条に違反するとともに、日本学術会議法の関係規定に違反し、かつその規定の趣旨である科学の政治からの独立と自律を侵害するものとして違法である。

- (3) そして翻って、任命を拒否された6名の科学者からすれば、総理大臣によって故なく「優れた研究又は実績」を否定されたことになる。何らかの、そして学術会議会員への任命拒否に値する、重大な嫌疑とマイナス評価を受けたことになる。しかしその理由は、全く示されない。それは、6名の科学者が学問的活動を理由に、学術会議の会員たることを理由なく否定されたことにほかならず、人格権を侵害されるとともに、個人としてのまた学問共同体の一員としての学問の自由、さらには思想・良心の自由、表現の自由をも侵害されたものである。

2 行政の説明責任と情報公開の必要性・重要性

- (1) 本件任命拒否の理由については、2020年10月に召集された臨時国会で質問・答弁が繰り返されたが、菅総理大臣を始めとする政府の答弁は、学術会議は政府の機関である、予算を支出している、会員は「総合的・俯瞰的」な活動を行うべきだ、会員に偏りがあるなど、抽象的な見方・考え方を繰り返すばかりであり、あるいは憲法15条を持ち出して公務員である会員の任

命が国民に対して責任を負えない場合は拒否できるなどといいながら、当該6名の任命拒否理由、その検討過程については、「人事の問題」として終始答弁を回避し続けた。そして、総理大臣の任命は形式だけのものという確立した解釈と運用に反して、「推薦のとおり任命する義務があるとまではいえない」との解釈を述べ、それを解釈変更ではないと強弁した。

- (2) 行政法上の基本原理として、行政の公正性・透明性の原則、説明責任の原則がある。行政手続法1条もその向上を目的とすると定める。政府のアカウンタビリティは国民主権原理のコロラリーとして導かれるとされ、政府は、主権者国民にみずからの諸活動を説明する責務を負い、政府情報の公開こそ、国民の的確な理解と批判を可能にし、主権者としての責任ある意思形成を促進すると指摘される（宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説（第8版）』33頁）。また、情報公開は、その法理念的基礎を憲法上の国民主権に有しており、ここから得た情報により行政への適切な参加・監視を可能ならしめることをも目的としている、情報公開は出発点からその基礎を民主主義に置いている、とも説かれる（塩野宏『行政法Ⅰ（第六版）』353頁）。行政機関の保有する情報の公開に関する法律（行政機関情報公開法）1条は、まさにこの情報公開の意義と目的を規定したものである。

そしてその前提として、公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）1条は、国の諸活動の記録である公文書等が、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定める」、とし、同法4条は、1条の目的の達成に資するため、「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう」、「職員の人事に関する事項」その他一定の事項について、文書の作成を義務付けているのである。

- (3) ところが、本件において政府は、上記のとおり、6名の任命拒否に至る具体的経緯も、その根拠も理由も、全く説明していない。その内容は全く透明性を欠き、説明責任の原則、情報公開の原則、そして国民主権原理を、真っ向から否定するものである。そして、任命を拒否された6名からすれば、何を理由に任命されなかったのか皆目見当もつかないまま、ただその結果だけを押し付けられ、学問の自由と人格権を侵害されたのである。

ただ、2020年11月5日の参議院予算委員会において、加藤勝信内閣官房長官（当時）が、「今回の任命に係る経緯について、杉田副長官と内閣府とのやりとりを行った記録について、担当の内閣府において管理している」と答弁し、また、同年12月11日の参議院予算委員会理事懇談会に提出された文書の中に、「外すべき者（副長官から）」との表題と「R2. 9. 24」との日付が手書きで記載され、他を大きく黒塗りにした1枚の文書があり、杉田和博内閣官房副長官（当時）の関与と内閣府の繋がりを示唆する手がかりがあった。

そこで、任命拒否に至る隠された経緯と任命拒否の根拠及び理由を解明し、政府の説明責任を果たさせ、損なわれた国民主権及び民主主義を取り戻すため、法律家（学者・弁護士）1162名が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）に基づく情報公開請求を、また、任命を拒否された本人6名が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法）に基づく自己情報開示請求を行ったのが、本件である。

3 本件情報公開請求等に対する不開示処分の基本的な問題点

- (1) 本件情報公開請求に対しては、後述のように、各関係行政庁から、その多くが文書等の不存在を理由とする全部不開示とされ、内閣府の大臣官房長及び日本学術会議事務局長からあちこちに黒塗りを施した一部開示がなされるにとどまった。6名からの自己情報開示請求に対しても、関係行政庁からは、保有個人情報の不存在を理由とする全部不開示や存否応答拒否という対応がなされた。

そして、審査請求手続を経た上で、一部開示文書からようやく判明した事実としては、2020年9月24日の上記「外すべき者（副長官から）」の文書の黒塗り部分には、本件任命拒否に係る6名の氏名、専門分野、所属・職名が記載されていること、さらに個人情報開示請求と合わせて、同年6月12日の段階で、すでに当該6名の氏名等が記載された文書のやりとりが行政機関内部で行われていたということがある。

しかし、それ以外の本件任命拒否に至る経緯や意思決定過程は、相変わらず闇の中である。それは、本来、内閣官房、内閣府において、作成・保存されているはずの行政文書が、基本的に「不存在」とされたままだからである。

- (2) 上記情報公開請求に関する情報公開・個人情報保護審査会（情報審査会）

答申（令和5年度（行情）第227ないし232号、令和5年度（行情）第235・237・238号）も指摘するように、会員候補者の選考・推薦が学術会議という行政機関による一次的な意思決定となされているにもかかわらず、それに反し、また従来例にも反して、任命しないという異なる判断をするからには、その判断に至る経緯も含めた意思決定過程及び事務の実績の合理的な跡付け・検証を可能とするような文書が作成・保存されるべきものである（公文書管理法4条。以下、本書面で原告の主張として「意思決定過程」というのは、同条にいう「経緯も含めた意思決定に至る過程」のことを指す）。そうだとすれば、そのような行政文書は存在するものと推定され、本件各処分庁は、本件各処分を取り消し、改めてその文書を開示しなければならない。

例えば、本件において作成・保存されるべき文書としては、

- ① 総理大臣と官房長官・官房副長官との打合せ過程・内容を示すもの
 - ② 官房副長官と内閣府大臣官房・学術会議事務局との間の打合せ等の過程・内容を示すもの
 - ③ 内閣法制局と内閣府等との打合せ等の過程・内容を示すもの
 - ④ 任命拒否に係る6名を含む会員候補者の言論・活動、研究・業績等の調査の内容を示すもの
 - ⑤ 国会答弁の準備のための想定問答集その他の資料
- などが、当然に考えられるのである。
- (3) そして、仮にそれらの文書が本当に作成・保存されていなかったとすれば、それは行政手続法、公文書管理法、行政機関情報公開法等の関係法令に違反する重大な違法行為、違法な不作為と言わなければならない。

4 本件訴訟の意義等について

- (1) 本件任命拒否は、余りにも強引で恣意的な手続によって、学問の自由その他の憲法上の権利を侵害するとともに、国民主権の原理に基づく行政の公正性・透明性を大きく毀損した、極めて重大かつ深刻な事案であり、日本学術会議というわが国の科学者の内外に対する代表機関に対する政治による侵襲として、日本における学問と科学の基盤を揺るがすものである。

この危機を克服するには、本件訴訟を通じて、可及的に行政文書の開示を実現することにより、本件任命拒否に係る行政の意思決定過程、その根拠・

理由を明らかにし、行政の透明性と説明責任を取り戻すことが必要不可欠である。それは同時に、学問の自由、国民の共有財産としての科学を、政治による侵害と破壊から守ることにほかならない。

- (2) そこで本件においては、本件任命拒否の当事者である原告ら6名の自己情報の不開示の取消等とともに、その不開示による原告ら6名の自己情報開示請求権等の侵害に対する損害の賠償を求めるものである。

すなわち、原告らは、本件個人情報の不開示によって、行政機関が保有する自己情報の開示・訂正・利用停止等の請求権（自己情報コントロール権）の行使を妨げられた。また、原告らは、自分自身が任命拒否をされた行政の意思決定過程や根拠・理由が行政の説明責任に基づいて明らかにされないため、「優れた研究又は業績がある科学者」であることを政府によって否定されたままである。本件の審理を通じて、それらが明らかにされれば、本件任命拒否の違法性、違憲性の内実が明らかになるとともに、原告ら6名の名誉等も回復されるものとする。

第1 訴訟に至る経緯

1 任命を拒否された原告ら6名

前例のない本件任命拒否は、日本社会に大きな衝撃を与えたが、日本学術会議から会員候補者として正式に推薦を受け、2020年10月1日に会員として任命されることを当然と考えていた原告ら6名にとって、本件任命拒否はまさに青天の霹靂であり、大きな衝撃であった。

原告ら6名のところには報道機関からの取材が殺到し、また国会でも連日本件を巡る追及が行われたことから、各新聞、テレビ、インターネット等々のメディアは、連日、原告ら6名の氏名、専門分野、所属・職名等を大きく取り上げ、任命拒否の理由の推測や憶測も交え、本件任命拒否について大きく報道した。その中には少なからぬ虚偽情報もあった。原告らにとっては予想だにできなかった環境の激変に巻き込まれたのである。

政府は、任命拒否の理由を一切説明せず、そのことに対する世論の批判が高まっていたところ、2020年11月の国会で、本件任命拒否に関し、杉田内閣官房副長官と内閣府とのやり取りの記録を内閣府が管理しているとの答弁がなされた。これを一つのきっかけとして、法律家（弁護士・法学者）の中で、情報公開請求によって任命拒否の根拠・理由や意思形成過程が明らかになる行

政文書を開示させようとの動きが高まり、大規模な請求人による情報公開請求に繋がっていった。最終的に情報公開請求人は1162名になった。

こうした動きの中で、自らも情報公開請求人に加わった原告岡田、原告小澤及び原告松宮は、任命を拒否された当事者として、情報公開請求だけではなく、情報公開では得られない可能性のある個人情報の開示も請求し、自分がどのような根拠・理由・意思決定過程を経て任命拒否をされたのかを知りたいと考えるようになった。そこで、原告岡田らが、法学者ではない原告芦名、原告宇野及び原告加藤にも声をかけたところ、直ちに賛同を得られたことから、原告ら6名全員が、自己を本人とする個人情報の開示請求を行うことになったのである。

2 保有個人情報開示請求

2021年4月26日、原告ら6名は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下、「行政機関個人情報保護法」という）12条に基づき、本件任命拒否に関し、行政機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求を行った（以下、「本件個人情報開示請求」という）。

その内容は、以下のとおりである。

(1) 請求先

- ① 内閣官房内閣総務官
- ② 内閣情報官
- ③ 内閣官房副長官補
- ④ 内閣府大臣官房長

(2) 対象文書

2020年の日本学術会議会員の任命にかかる自己に関して保有している一切の文書

なお、同日、法律家（弁護士・法学者）1162名も、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「情報公開法」という）3条に基づき、4箇所の請求先に対し、本件任命拒否に関する3種類の行政文書の開示請求を行った（以下「本件情報公開請求」という）。

3 内閣官房の原処分

2021年6月下旬までに、全ての請求に対する決定（原処分）が出された。
これらの処分庁及び原処分の内容は以下のとおりである。

(1) 内閣官房内閣総務官の不開示決定（甲1）（別紙不開示処分目録1）

決定番号

- A 原告宇野に対する令和3年閣総第581号不開示決定（6月21日）
- B 原告芦名に対する令和3年閣総第592号不開示決定（6月23日）
- C 原告岡田に対する令和3年閣総第593号不開示決定（6月23日）
- D 原告加藤に対する令和3年閣総第594号不開示決定（6月23日）
- E 原告小澤に対する令和3年閣総第595号不開示決定（6月23日）
- F 原告松宮に対する令和3年閣総第596号不開示決定（6月23日）

（上記①A～Fを、以下、一括して「原処分①」という）

決定内容：不開示

不開示理由：

「開示請求に係る保有個人情報に保有していないため（不存在）」

(2) 内閣官房内閣情報官の不開示決定（甲2）（別紙不開示処分目録2）

決定番号

- A 原告宇野に対する令和3年閣情第491号不開示決定（5月21日）
- B 原告芦名に対する令和3年閣情第492号不開示決定（5月21日）
- C 原告岡田に対する令和3年閣情第493号不開示決定（5月21日）
- D 原告加藤に対する令和3年閣情第494号不開示決定（5月21日）
- E 原告小澤に対する令和3年閣情第495号不開示決定（5月21日）
- F 原告松宮に対する令和3年閣情第496号不開示決定（5月21日）

（上記②A～Fを、以下、一括して「原処分②」という）

決定内容：不開示

不開示理由：

「開示請求に係る保有個人情報に保有していないことから不開示とした」

(3) 内閣官房副長官補の不開示決定（甲3）（別紙不開示処分目録3）

決定番号

- A 原告岡田に対する令和3年閣副第777号不開示決定（5月21日）
- B 原告加藤に対する令和3年閣副第778号不開示決定（5月21日）

- C 原告小澤に対する令和3年閣副第779号不開示決定（5月21日）
- D 原告松宮に対する令和3年閣副第780号不開示決定（5月21日）
- E 原告芦名に対する令和3年閣副第781号不開示決定（5月21日）
- F 原告宇野に対する令和3年閣副第782号不開示決定（5月21日）

（上記③A～Fを、以下、一括して「**原処分③**」という）

決定内容：不開示

不開示理由：

「開示請求に係る保有個人情報に保有していないため（不存在）」

4 内閣府大臣官房長の処分について

前述のとおり、原告らは内閣府大臣官房長に対しても保有個人情報の開示請求を行ったところ、2021年6月21日、存否応答拒否（行政機関個人情報保護法17条）の処分が出されたが、審査請求の結果、総務省の「情報公開・個人情報保護審査会」（以下、「情報審査会」又は「審査会」という）の答申（甲26）を経て、内閣府大臣官房長は原処分を裁決によって取り消した。従って、内閣府大臣官房長の原処分は本訴の取消請求の対象ではない。

ところが内閣府大臣官房長は、上記裁決の後、「保有個人情報の開示をしない旨の決定の変更」により情報を「部分開示」した（甲14）。原告らは、上記「部分開示」の取消請求を行う。この主張については後述する（第1の10）。

5 内閣府日本学術会議事務局長に対する個人情報開示請求について（事情）

なお原告らは、内閣府日本学術会議事務局長に対しても、2度、保有個人情報の開示請求を行った。いずれも、2021年改正された「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」という）76条に基づく。

1回目は、2022年8月8日、「2020年7月9日開催の日本学術会議総会において第25－26期会員候補者105名が承認された時点以降に作成、取得または使用した文書のうち、私が会員候補者105名に含まれていたことを示す文書、私が予め署名押印のうえ日本学術会議事務局に提出していた『第25－26期日本学術会議会員に就任することを承諾する』旨の様式1の承諾書、その他第25－26期日本学術会議会員の推薦ないし任命にかかる私に関して保有している一切の文書」の開示を請求した。

2回目は、2023年10月13日、「2019年12月1日から2020年7月9日までの間に作成、取得または使用した文書のうち、第25-26期日本学術会議会員の選考、推薦ないし任命に係る私に関して保有している一切の文書」の開示を請求した。

前者については、「存否応答拒否」の決定が出されたが、審査請求、情報審査会の答申（甲28）を経て、処分庁が裁決によって取り消し、「保有個人情報の開示をしない旨の決定の変更」により情報を全部開示した。後者については当初から全部開示決定が出された。従って、内閣府日本学術会議事務局長の処分については、本訴で取消請求の対象とはしないが、今後の主張立証において必要に応じて触れるので、ここに事情として記載しておく。

6 審査請求

2022年8月21日、原告ら6名は、各自、原処分①ないし③について、行政不服審査法に基づき、内閣総理大臣に対し、審査請求をした（以上18件を一括して、以下、「本件審査請求」という）。

内閣総理大臣は、同年11月18日、行政機関個人情報保護法43条に基づき、情報審査会に対し、本件審査請求に係る事件を諮問した（甲4～6）。

その後、全処分庁は、処分の全てについて、情報審査会に対し「理由説明書」を提出し、これが同年12月12日頃、原告らにも届けられた（甲7～9）。

本件審査請求は、情報公開請求人のうち481名が行った審査請求と同時に、同一の代理人弁護士（以下、「弁護団」という）が受任して行った。弁護団は、情報審査会の了承の下、情報公開請求の審査請求事件と本件審査請求事件を一体のものとして意見等を述べてきた。

このようにして、原告らは、審査請求人代理人を通じ、審査会に対し、論点ごとに以下の7通の意見書と58通の資料（書籍を含む）を提出し、答申を待った。これら意見書の要旨は、各答申及び各裁決書に詳しく引用されている。

2021年12月23日 意見書兼口頭意見陳述申立書（意見書(1)）

2022年4月28日 意見書(2)－情報公開法5条1項柱書・同号但書イ・ハについて

2022年8月25日 意見書(3)－内閣総理大臣に実質的任命権はないこと

2022年8月25日 意見書(4)－重複して開示された2018年11月文書および「進達」についての求釈明

2022年9月5日 意見書(5)―情報公開法5条6項柱書・同号ニについて
2022年11月21日 意見書(6)―存否応答拒否について
2022年12月5日 意見書(7)―「保有していないため不開示」の決定について

7 情報審査会の答申

2023年8月7日、情報審査会は、本件審査請求に係る18件につき、原告ごとに以下のとおり併合し、同一の文面の6通の答申を出した（甲10）。

答申内容はいずれも、「保有していないとして不開示とした各決定は妥当」というものであった。

- A 原告芦名に対する令和5年（行情）5059号～5061号答申
- B 原告宇野に対する令和5年（行情）5062号～5064号答申
- C 原告岡田に対する令和5年（行情）5065号～5067号答申
- D 原告加藤に対する令和5年（行情）5068号～5070号答申
- E 原告小澤に対する令和5年（行情）5071号～5073号答申
- F 原告松宮に対する令和5年（行情）5074号～5076号答申

8 内閣官房の各処分庁の裁決

情報審査会の答申を受け、2023年9月5日、内閣官房の各処分庁はいずれも、主文を「本件審査請求については、これを棄却する。」との裁決を出した。なお、各裁決書中、裁決の理由として記載されている内容は、情報審査会の答申の記述をほぼ引き写したものである。

(1) 内閣官房内閣総務官の裁決（甲11）

- A 原告芦名に対する令和5年閣総第605号裁決
- B 原告宇野に対する令和5年閣総第608号裁決
- C 原告岡田に対する令和5年閣総第611号裁決
- D 原告加藤に対する令和5年閣総第614号裁決
- E 原告小澤に対する令和5年閣総第617号裁決
- F 原告松宮に対する令和5年閣総第620号裁決

(2) 内閣情報官の裁決（甲12）

- A 原告芦名に対する令和5年閣総第606号裁決

- B 原告宇野に対する令和5年閣総第609号裁決
- C 原告岡田に対する令和5年閣総第612号裁決
- D 原告加藤に対する令和5年閣総第615号裁決
- E 原告小澤に対する令和5年閣総第618号裁決
- F 原告松宮に対する令和5年閣総第621号裁決

(3) 内閣官房副長官捕の裁決（甲13）

- A 原告芦名に対する令和5年閣総第607号裁決
- B 原告宇野に対する令和5年閣総第610号裁決
- C 原告岡田に対する令和5年閣総第613号裁決
- D 原告加藤に対する令和5年閣総第616号裁決
- E 原告小澤に対する令和5年閣総第619号裁決
- F 原告松宮に対する令和5年閣総第622号裁決

9 小括

以上のとおり、内閣官房の各処分庁はいずれも、2020年の日本学術会議会員の任命に関して原告らの個人情報にあたる文書は「保有していない」・

「不存在」として不開示の原処分を行い、原告らの審査請求にもかかわらず、情報審査会も「不存在」を否定することができず不開示妥当の答申を出し、各処分庁の裁決により審査請求が棄却された。

しかし、後述するとおり、内閣官房においては、少なくとも当時の内閣官房副長官であった杉田和博氏が本件任命拒否に関与したことは明らかであり、何らの資料も情報もなくして原告ら6名を選び出して任命を拒否する選択ができるはずがない。従って、任命拒否に関わる情報・文書が内閣官房に全く存在しないとは考えられず、また仮に真実存在しないのであれば、そのこと自体が違法であると言わざるを得ない。

従って、原告らは、内閣官房の各原処分の取消及び損害賠償を請求するものである。法的主張は「第2」以下で詳述する。

10 内閣府大臣官房長の令和5年8月25日付けで行なった「保有個人情報の開示をしない旨の決定の変更について（通知）」による「部分開示」処分の取消請求

(1) はじめに

本訴では、上記のとおり、内閣官房の「不存在」を理由とする不開示処分の違法性を主に主張するものであるが、内閣府大臣官房長の処分についても取消を求める（請求の趣旨４項）。その主張をここでしておく。

(2) 「保有個人情報の開示をしない旨の決定の変更」による「部分開示」

前述（第１の４）のとおり、内閣府大臣官房長は、情報審査会の答申（甲２６）を受けて当初の存否応答拒否の決定を裁決で取り消し、原告らに対し、以下のとおり、２０２３年８月２５日付「保有個人情報の開示をしない旨の決定の変更について（通知）」を出し、「部分開示」の決定をした（甲１４）。

- A 原告宇野に対する令和５年府人第１０４３号通知
- B 原告芦名に対する令和５年府人第１０４４号通知
- C 原告岡田に対する令和５年府人第１０４５号通知
- D 原告加藤に対する令和５年府人第１０４６号通知
- E 原告小澤に対する令和５年府人第１０４７号通知
- F 原告松宮に対する令和５年府人第１０４８号通知

(3) 本件不開示部分

上記の「部分開示」により開示された文書（甲１５～１９）の中には、縦７cm×横１０cm程度の大きさの四角い黒塗り部分が３か所（甲１５・１６・１７）ある（以下、これらをまとめて「本件不開示部分」という）。

本件不開示部分の内容は、情報公開請求についての情報審査会の答申が、インカメラ審査の結果、「任命されなかった者の氏名、専門分野、所属・職名」であることを明らかにしている（甲２８、１１４～１１５頁）。内閣府大臣官房長は、裁決の結果、「外すべき者（副長官から）R２．９．２４」と記載された文書の不開示部分を開示しており（甲１８）、そこには原告らの氏名等が列記されている。従って、本件不開示部分にも同様に、原告らの氏名等が列記されていることは疑いない。

(4) 本件不開示処分の違法性

上記「通知」は、「不開示とした部分とその理由」として、「これを公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」

(行政機関個人情報保護法 14 条 7 項二) とする。

しかし、本件は個人情報の開示請求である。それぞれの原告らに対し、当該本人の氏名等を開示することは、何ら個人情報を「公にする」ことには当たらない。また、それぞれの原告らに対し、当該本人の氏名等を開示しても、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」などは生じる余地がない。

内閣府大臣官房長が本件不開示部分を不開示としたことは、内閣府日本学術会議事務局長が開示した個人情報の範囲との均衡も失っている。

前述（第 1 の 3）のとおり、内閣府日本学術会議事務局長は、原告らの「2019 年 12 月 1 日から 2020 年 7 月 9 日までの間に作成、取得または使用した文書のうち、第 25－26 期日本学術会議会員の選考、推薦ないし任命にかかる私に関して保有している一切の文書」の開示請求に対し、全部開示の決定をした。

これにより、「R 2. 6. 12」と記載された文書につき、原告らに対し、それぞれの氏名等を本人に開示した（甲 20～25）。そこには、「外すべき者」と同様、原告ら 6 名の氏名が記載されていたことが明らかとなったのである。

そして、内閣府に対する情報公開請求に関する答申（甲 28）によれば、「R 2. 6. 12」と記載された文書について諮問庁は、「任命者側から日本学術会議事務局に、令和 2 年任命に向けた会員候補者の推薦に係る事項として伝達された内容を記録したもの」であると情報審査会に説明したとのことである（甲 28、124 頁）。2020 年 6 月 12 日は、学術会議において同年の会員候補者の選考過程のただ中の時期であった。そのような時期に既に、「任命者側」から「会員候補者の推薦に係る事項」として、任命拒否された 6 名の氏名等が日本学術会議事務局に伝達されていたことは、官邸による会員候補者の選考過程への介入を裏付けるものであり、極めて重大である。

内閣府日本学術会議事務局長が、上記文書について、原告らそれぞれに対し、それぞれの氏名等を開示したことは、個人情報の開示として当然のことである。そのこととの均衡に鑑みても、内閣府大臣官房長が「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を理由として本件不開示部分を不開示とした判断は誤りと言わざるを得ない。

従って、本件不開示部分を不開示とする処分は違法である。

(5) 小括

以上により、原告らは、内閣府大臣官房長に対し、上記「部分開示」処分を取り消し、全部開示決定をすることを求める。

第2 文書の不存在を理由とする不開示処分（原処分①～③）の取消を求める

1 内閣官房の所轄事務や行政文書の管理に関連する法令・規則等

内閣官房の所轄事務及び行政文書の管理に関しては、以下のような法令・規則等が存在する。

(1) 公文書管理法

ア 1条（目的）

「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」

イ 4条

「行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

一ないし四 （略）

五 職員の人事に関する事項」

(2) 行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定、平成29年12月26日改正）

ア 第3 作成

「1 文書主義の原則

職員は、文書管理者の指示に従い、法第4条の規定に基づき、法第1条の目的の達成に資するため、〇〇省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに〇〇省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

2 別表第1の業務に係る文書作成

(1) (略)

(2) 1の文書主義の原則に基づき、〇〇省内部の打合せや〇〇省外部の者との折衝等を含め、別表第1に掲げる事項に関する業務に係る政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等（以下「打合せ等」という。）の記録については、文書を作成するものとする。」

イ 第4 整理

「3 保存期間

(5) 1－(1)の保存期間の設定及び保存期間表においては、歴史公文書等に該当しないものであっても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする。

(7) 1－(1)の保存期間の設定においては、通常は1年未満の保存期間を設定する種類の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。」

「《留意事項》

<保存期間基準>

(略)

○「重要又は異例な事項」とは、ある業務について、通常とは異なる取扱いをした場合（例：通常専決処理される事務について、本来の決裁権者まで確認を求めた場合）等が想定されるものであり、そのような案件に係る情報を含む行政文書については、通常は1年未満の保存期間を設定する種類のものであっても、合理的な跡付けや検証に必要となるもの

について、1年以上の保存期間を設定するものとする。」

(3) 内閣法

ア 12条2項

「2 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六～十五 (略) 」

イ 14条3項

「3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務（内閣感染症危機管理統括庁及び内閣人事局の所掌に属するものを除く。）をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。」

ウ 17条2項

「2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣感染症危機管理統括庁、国家安全保障局、内閣広報官、内閣情報官及び内閣人事局の所掌に属するものを除く。）を掌理する。」

エ 19条2項

「2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。）の保護に関するもの（内閣広報官の所掌に属するものを除く。）及び第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。」

(4) 内閣官房組織令

ア 2条1項

「内閣総務官室においては、次の事務をつかさどる。

- 一 閣議事項の整理に関すること。
- 二 機密に関すること。
- 三 内閣の主管に属する人事に関すること。
- 四 (略)
- 五 公文書類の接受、発送及び保存に関すること。
- 六～八 (略)
- 九 前各号に掲げるもの以外の内閣の庶務」

イ 4条1項

「内閣情報調査室においては、次の事務をつかさどる。

- 一 内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。）
- 二 (略)」

(5) 内閣官房行政文書管理規則

ア 6条

「職員は、文書管理者の指示に従い、公文書管理法第4条の規定に基づき、同法第1条の目的の達成に資するため、内閣官房における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに内閣官房の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

2 前項の場合において、別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の行政文書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。

3 第1項に基づき、内閣官房内部の打合せや内閣官房外部の者との折衝等を含め、別表第1に掲げる事項に関する業務に係る政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等（以下「打合せ等」という。）の記録については、文書を作成するものとする。」

イ 7条

「職員は、行政文書を作成し、又は取得したときは、文書管理者の指示に従い、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及

び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2～3（略）

4 文書管理者は、別表第1に基づき、保存期間表を定め、これを公表しなければならない。

6～7（略）

8 第1項の保存期間の設定及び保存期間表においては、歴史公文書等に該当しないものであっても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする。

9 第1項の保存期間の設定においては、第7項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる（例えば、次に掲げる類型に該当する文書。）。

(1) 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し

(2)～(7)（略）

10 第1項の保存期間の設定においては、通常は1年未満の保存期間を設定する種類の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。」

ウ 11条3項、4項

「3 文書管理者は、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等であって、第7条第9項各号に掲げる文書に該当しないものについて、保存期間が満了し、廃棄しようとするときは、同条第7項、第8項及び第10項に該当しないかを確認した上で、廃棄するものとする。

4 文書管理者は、前項の規定により廃棄する場合、当該行政文書ファイル等の類型並びに廃棄日若しくは期間を記録し、総括文書管理者があらかじめ指定する期間終了後、速やかに部局総括文書管理者に報告するものとする。」

エ 別表第1備考第五

「本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応

じた保存期間基準を定めるものとする。」

以上を前提に、以下、内閣官房の不開示処分が違法であることを論じる。

2 「行政文書」の解釈

「行政文書」とは、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。」（公文書管理法2条4項）。

(1) 「組織的に用いる」の意味

「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味する。したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書であつて、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための研究資料、備忘録等）、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階に留まるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等。なお、担当職員が原案の過程で作成する文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）などは、組織的に用いるものには該当しない。

作成又は取得された文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものと言えるかについては、①文書の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該行政機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）②当該文書の利用の状況（業務上必要として他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなる。

どの段階から組織として共用文書たる実質を備えた状態になるかについて

は、例えば、①決裁を要するものについては起案文書が作成され、稟議に付された時点、②会議に提出した時点、③申請書等が行政機関の事務所に到達した時、④組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点等が1つの目安となる。

(2) 内閣官房副長官が収集した文書は組織共用文書に該当すること

本件任命拒否については、杉田和博内閣官房副長官が関与していたことが明らかになっている（甲59、69）。

内閣官房副長官が、日本学術会議の会員任命拒否という異例な取り扱いに関与するにあたり、何らの文書も収集しないとは考え難い。そして、内閣官房副長官が、内閣官房や内閣府等の行政庁の職員に調査や収集を指示せず、単独で文書を収集することもまた考え難い。

すなわち、本件任命拒否に至る過程において、杉田和博内閣官房副長官が行政庁の職員に指示して収集し、保有した文書があった可能性が高い。

そして、そのような文書は、行政機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものとして「組織的に用いる」文書（組織共用文書）に該当する。

(3) 「保有しているもの」の解釈

「保有しているもの」とは、所持している文書をいう。

「所持」とは、物を事実上支配している状態をいい、当該文書を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合にも、当該文書を事実上支配（当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していること。なお、例えば、法律に基づく調査権限により関係人に対し帳簿書類を提出させこれを留め置く場合に、当該行政文書については返還することとなり、廃棄はできないなど、法令の定めにより取扱いを判断する権限について制限されることはあり得る。）していれば、「所持」に該当し、保有しているといえることができる。

3 文書不存在を理由とする不開示決定の理由付記

一解釈上不存在か、物理的不存在かを具体的に提示すべきであること
文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有して

いないという事実を示すだけでは足りず、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として付記することが求められる（情報公開・個人情報保護審査会令和２年度（行情）答申第１０７号、ほか多数）。

文書の不存在には、開示請求対象とされた文書自体は存在するが当該文書が解釈上「行政文書」に該当しないために不存在とされる「解釈上の不存在」と、行政文書は作成又は取得したが、廃棄したり亡失したり移管したなどによる「物理的不存在」があるところ、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、そのどちらなのか明確にしたうえで理由を付記する必要がある。

そして、「解釈上の不存在」についても「物理的不存在」についても、情報公開法の目的に鑑み、厳格に判断される必要がある。

4 文書不存在の主張立証責任

(1) 対象文書の解釈上不存在の主張立証責任は被告が負うこと

開示請求対象とされた文書が、例えば個人的メモであって組織共用文書とは言えないなど、物理的には存在するが行政文書ではないために存在しないとされる場合、当該文書の作成経緯、保管状況、記載内容等について、開示請求者が主張立証することは困難である。

したがって、対象文書が物理的には存在するが解釈上不存在であることの主張立証責任は、行政主体である被告が負う（さいたま地判平成１５年７月９日判例地方自治２５９号１８頁など）。

(2) 対象文書の物理的不存在の場合、原告が過去のある時点における保有を主張立証すれば、不開示決定時に保有が失われたことの主張立証責任は被告が負うこと

ア 開示請求対象文書が物理的不存在の場合の主張立証責任について、沖縄密約訴訟における東京地判平成２２年４月９日判時２０７６号１９頁は、以下のとおり判示する。

「当該行政文書が、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして一定水準以上の管理体制下に置かれることを考慮すれば、原告である開示請求者において上記①（過去のある時点において、当該行政機関の職員が当該行政文書を職務上作成し、又は取得し、当該行政機関がそれを保有するに至ること－引用者注）を主張立証した場合には、上記②（その状態がそ

の後も継続していること（引用者注）が事実上推認され、被告において、当該行政文書が上記不開示決定の時点までに廃棄、移管等されたことによってその保有が失われたことを主張立証しない限り、当該行政機関は上記不開示決定の時点においても当該行政文書を保有していたと推認されるものというべきである。」

イ この事例は、沖縄返還密約文書の公開請求に対する不開示決定時（２００８年１０月２日）の原処分を争ったものであるが、その後の公文書管理法の制定・施行という憲法政策的展開においては、最判平成２６年７月１４日判時２２４２号５１頁は事例判断としてのみ位置付けられ、前掲東京地判平成２２年４月９日の判示する事実上の推認基準としての上記①及び②が公文書管理法４条以下の文書の作成保存義務に基づく推認として、これを否定する行政機関の合理的理由のない限り、行政文書の存在が事実上の推認として認められるものとして、先例拘束性を具備するものと解せられる。

ウ 多くの学説も、このような解釈を支持している。

西口元「判批」判タ別冊３２号（２０１１年）３６０頁は、「本判決の判断手法は、法律要件分類説に従い、民事訴訟における主張立証責任の処理に関する実務の大勢に従ったものであって、けっして目新しいものとはいえない」と評する。

宇賀克也「判批」判評６２３号（２０１１年）２頁は、「『密約』に関する文書である以上、そもそも文書管理規程の下での管理外に置かれていた可能性があり、また、文書管理規程に基づく正規の手続によらずに、その秘匿状態を絶対的なものとする意図の下、既に廃棄されている可能性もある。しかし、そのような事情については被告が主張立証する必要がある」とする。

三宅裕一郎「判批」法セミ６７２号（２０１０年）１２０頁は、裁判所が本件の目的を「民主主義国家における国民の知る権利の実現」と捉えていた点を高く評価する。）。

エ したがって、被告が対象文書の物理的不存在を主張する場合、原告が過去のある時点における保有を主張立証すれば、不開示決定時に保有が失われたことの主張立証責任は被告が負う。

5 内閣官房（内閣総務官・内閣情報官・副長官補）の不開示処分は違法であること

(1) 日本学術会議会員の任命に関する事務は内閣官房の所掌ではない

—重要かつ異例な事項

日本学術会議は「内閣総理大臣の所轄」とされ（日本学術会議法1条2項）、会員は「内閣総理大臣が任命する」とされている（同法7条2項）。しかし、日本学術会議は「内閣府」に置かれた特別の機関（内閣府設置法40条3項）であるから、内閣総理大臣は「内閣府」の長（内閣府設置法6条1項）として会員の任命行為を行うのであって、その任命行為は「内閣の首長」（憲法66条1項）としての行為ではない。

そして、会員の任命に関する事務を所掌するのは、内閣府大臣官房人事課である（内閣府本府組織令2条7号及び12条1号）。しかし、会員の選考・推薦・任命については、日本学術会議法が、「規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦」し、当該推薦に基づいて内閣総理大臣が任命すると定めており（日本学術会議法17条、7条2項）、上記の推薦にあたっては、会員候補者の名簿に基づき日本学術会議の最高議決機関である総会の承認を得ることとされている（日本学術会議会則8条3項）。

前述のとおり、これまでの学術会議会員任命の歴史において、内閣総理大臣はつねに学術会議の推薦のとおりにより会員を任命してきた。従って、推薦された候補者の中から「外すべき者」を選び出すような事務は、内閣府人事課において行ったことは一切なかった。

まして、閣議事項の整理など「内閣」を支える事務を所掌する内閣官房は、本来、学術会議会員の選考・任命等には関与しない。ところが、2020年の任命において、内閣官房副長官が6名の任命拒否に関わったことは「外すべき者（副長官から）」と記載された文書（甲18）からも、国会答弁からも明らかである。そのため、内閣官房は、情報審査会の質問に対し、内閣として一貫性を確保する上で必要な内閣官房の「総合調整事務」（内閣法12条2項4号5号）として行われたものだとして説明しているが（甲10・35頁）、6名の任命拒否によっていかなる「内閣としての一貫性」を確保しようとしたのかは判然としない。

なお、このことについて行政文書の不開示決定に関する情報審査会の答申は、「付言」において、「総理に推薦された会員候補者は、その時点で行政機関による一次的な意思決定を経ていることとなる。そして、そのような会員候補者を任命しないという判断は、任命の対象者を、法律上の要件に基づき行政機関である日本学術会議の意思決定を経て行われた推薦とは異なるものとする内容及び性質のものである上、過去に例はなく、総理自身が悩みに悩んだというものであるところ、副長官による総理との相談を含む内閣官房の総合調整事務は、このような判断に至る過程で行われたもの」と述べているが（同答申47頁）、そのとおりである。

以上により、内閣官房が本件任命拒否に関与したことは、任命拒否が歴史的に初めてのことであること、「内閣総理大臣の任命は形式的」であるとの確立した有権解釈に反し、日本学術会議法違反の疑いが強いものであることから、極めて「重要」であると同時に極めて「異例」な事項であったことは明らかである。

(2) 内閣官房は対象文書の作成保存が義務付けられていたこと

ア 公文書管理法

前述のとおり、公文書管理法は、その目的を「行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」と定め（1条）、「第1条の目的の達成に資するため当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、…文書を作成しなければならない。」との文書主義の原則（4条本文）を定める。そして、文書を作成すべき事項として、「職員の人事に関する事項」（同条5号）を例示する。

本件において、内閣官房が任命しない6名を選び出した行為は、「職員の人事に関する事項」に該当すると言え、また到底「軽微なもの」とは評価できないことから、内閣官房には、「経緯も含めた意思決定に至る過程」や「内閣官房の事務及び事業の実績」を検証することができる文書の作成義務があったことは明らかであり、従って何らの行政文書を作成しなかったことはあり得ないと言ふべきである。

イ 内閣官房行政文書管理規則 6 条・別表第 1「備考五」

— 本来の所掌事務でなくとも文書作成保存義務は免れない

内閣官房行政文書管理規則 6 条は、公文書管理法 4 条に基づき、同規則の別表第 1 に掲げられた業務について文書作成義務を定めているが、注目すべきは別表第 1 の「備考五」である。「備考五」は、「本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。」とし、別表第 1 が適用されない行政文書についても、内閣官房においてその作成・取得及び保存を想定し、義務付けている。

前述のとおり、学術会議会員の選考（誰を任命し、誰を排除するかについての決定）は本来、内閣官房の所掌事務ではない。従って、別表第 1 に掲げられた業務に、本件任命拒否に関する「業務」が掲載されていないのは当然のことである。しかし、だからといって内閣官房が本件任命拒否に関する文書の作成保存義務を免れるものでないことは、「備考五」によっても明らかである。

この点については、情報審査会の答申においても、内閣官房の法解釈が強く批判されている。すなわち、「総合調整事務の主たる目的が内閣府の所掌事務に係るものであったり、仮に規則別表第 1 に掲げられた業務に該当しないものであったりしても、そのことのみをもって、当該事務についての跡付け・検証文書の作成等を要さなくなるものとは解されない」ことから、内閣官房の「令和 2 年任命に関する文書は担当する内閣府において作成・保存するものであること、本件総合調整事務の主たる目的が内閣府の所掌事務に係るものであること等を理由に、内閣官房が行った本件総合調整事務について、内閣官房において、その跡付け・検証文書を作成・保存することを要さないとする考え方」は「妥当であるとはいえず、内閣官房においては、公文書管理法等に基づき本件総合調整事務に係る跡付け・検証文書を作成等する上で前提となる法的判断が不十分であったものと解さざるを得ない。」（甲 10・43～44 頁）と述べられているのである。

ウ 行政文書の管理に関するガイドライン・内閣官房行政文書管理規則 7 条

— 1 年以上の保存期間を定めるべき文書

行政文書の管理に関するガイドラインは、前述のとおり、「意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする」、「重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする」と定める。

上記ガイドラインを踏まえて作成された内閣官房行政文書管理規則も、ほぼ同一の規定を置く（7条）。

本件任命拒否は、それまでの政府の有権解釈を覆して行なわれた歴史上初めての行為であり、国民の関心も極めて高いものであるから、これに関する行政文書は、まさに「意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要」であると同時に、「重要又は異例な事項に関する情報を含むもの」である。従って、本件任命拒否に関わる行政文書は、当然に1年以上の保存期間が設定されるべきものである。

さらに、仮に1年未満の保存期間であったとしても、内閣官房において本件任命拒否に向けた意思形成が行われたのは2020年6月頃からだったと思われる（例えば別紙不開示部分目録3Chの6月12日付文書）。

本件不開示処分1は2021年6月22日に、内閣官房内閣総務官による本件不開示処分2は同年5月24日になされているから、原処分の時点では、本件任命拒否に関わる行政文書は、作成後1年を経過していないものがほとんどであったと思われる。

従って、いずれにしても、原処分の時点で行政文書が存在していた可能性は極めて高いというべきである。

エ 小括

以上から明らかなとおり、本件任命拒否は「処理に係る事案が軽微なものである場合」（公文書管理法4条）には到底当たらない。したがって、内閣官房としては、公文書管理法の目的の達成に資するため、「職員の人事に関する事項」（公文書管理法4条5号）として、公文書管理法4条及び内閣官房行政文書管理規則6条1項及び別表第1備考五に基づき、本件任命拒否に関して官房長官等が行った「総合調整事務」について、「意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付

け、又は検証することができる」（公文書管理法4条）文書として、対象文書1(1)、同2、同3の作成及び保存が義務付けられていた。

そして、対象文書については、前例のない本件任命拒否という「重要又は異例な事項に関する情報」を含むため、「合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書」として保存期間を1年以上とすることが義務付けられていた（内閣官房行政文書管理規則7条10項）。

よって、法令および公文書管理規則上、内閣官房は対象文書1(1)、同2、同3の作成保存が義務付けられていたものである。

(3) 内閣官房における文書不存在の主張立証責任は被告にあること

以上のとおり、内閣官房は、公文書管理法及び内閣官房行政文書管理規則に基づき、対象文書の作成保存義務を負っていたのであるから、行政文書の存在及び保有が事実上推認される。

したがって、本件において、対象文書が不存在であることの主張立証責任は、被告が負うものである。

(4) 被告が不存在を主張立証できない限り、不開示処分は違法であること

ア 不存在の具体的な主張立証が必要

内閣官房（内閣官房内閣総務官・内閣官房副長官補）は、本件審査請求において、情報審査会に対し、「本件総合調整事務に関与していない又は会員任命事務を所掌していないとの立場から、改めて行った探索の結果等について説明するにとどまり、任命しない会員候補者の選定に係る事務の実態や、その過程における文書の作成・取得の有無の経緯等についての具体的な説明」を行っていない。

しかし、被告である国としては、任命しない会員候補者の選定に係る事務の実態や、その過程における文書の作成・取得の有無の経緯等を具体的に説明することが可能である。

そして、これらの事項は、対象文書が物理的不存在であることを主張する前提として、被告が主張立証責任を負う内容であると言うべきである。

したがって、被告において、任命しない会員候補者の選定に係る事務の実態や、その過程における文書の作成・取得の有無の経緯等を主張立証しない限り、不開示処分は違法となる。

イ 内閣官房は自ら内閣府に確認すべき

本件審査請求において、内閣官房は、仮に文書を取得したとしても「内閣府等においてその正本原本が管理されるもの」であり、「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」（内閣官房行政文書管理規則7条9項1号）に該当するものとして遅滞なく廃棄されたと考えられる、と述べている部分がある（甲10・36頁、41頁、42頁）。

しかし、内閣府に対する情報公開請求においても、対象文書は不存在であるとして不開示処分が出されている。そのため、内閣官房において「別途、正本・原本が管理されている」ことを確認したかどうかは大いに疑問である。

したがって、被告において、遅滞なく廃棄されたとの理由で不存在を主張する場合は、内閣官房が内閣府に対して別途、正本・原本が管理されていることを確認したかどうかを合わせて主張立証しない限り、不開示処分は違法となる。

ウ 探索について

本件審査請求においては、審査請求人らが情報審査会による徹底した探索を求めたにもかかわらず、結局、内閣官房側が探索を行っている。

原告としては、これらの探索が十分なものかどうかを判断しようがない。

したがって、被告においては、少なくとも、内閣官房においてどのような探索を行い、情報審査会にどのように報告したかについて、具体的に主張立証する責任を負うというべきである。

さらには、情報公開を求められている一方当事者である内閣官房による探索だけでは探索を尽くしたとはいえず、これだけで文書不存在と認定するのは不公平、不十分であり、この意味でも不存在の立証は尽くされていないというべきである。

(5) 理由提示の不備により違法であること（行政手続法8条1項違反）

ア 内閣官房内閣総務官の不開示決定（原処分①）（甲1）（別紙不開示処分目録1）及び内閣官房副長官補の不開示決定（原処分③）（甲3）（別紙不開示処分目録3）の理由付記は、単に「開示請求に係る保有個人情報

を保有していないため（不存在）」と記載するのみであり、なぜ当該文書が存在しないかについて全く記載していない。

また、内閣官房内閣情報官の不開示決定（原処分②）（甲２）（別紙不
開示処分目録２）の理由付記も、「開示請求に係る保有個人情報に保有し
ていないことから不開示とした」と記載するのみであり、やはりなぜ当該
文書が存在しないかについて全く記載していない。

したがって、いずれの不開示処分も理由付記の違法がある。

イ そして、裁判例上、不開示の理由を単に保有していないとした不開示処
分は、理由提示の要件を欠く違法な処分となり、取り消されるべきとされ
ている（高梁市情報公開及び個人情報保護に関する条例、高梁市行政手続
条例に関する岡山地判平成２８年６月１５日裁判所ウェブサイト掲載判
例）。

したがって、不開示処分に理由付記の違法性がある場合、処分は直ちに
取り消されるべきである。

ウ ゆえに、内閣官房による原処分①ないし③はいずれも、行政手続法８条
１項違反により、違法無効である。

6 小括

以上のとおり、内閣官房内閣総務官の不開示決定（原処分①）（甲１）（別
紙不開示処分目録１）、内閣官房内閣情報官の不開示決定（原処分②）（甲２）
（別紙不開示処分目録２）、内閣官房副長官補の不開示決定（原処分③）（甲
３）（別紙不開示処分目録３）は、いずれも違法であるから、これらの処分を
取り消すことを求める。

第３ 国家賠償請求（国家賠償法１条１項）

1 国家賠償請求の前提となる事実と法制度について

- (1) ２０２０年１０月１日の学術会議会員候補者６名の菅内閣総理大臣（当時）
による任命拒否は、前述のように、前例のない初めてのことであり、学術会
議の人事の自律性を侵害し、その独立性を脅かす極めて重大かつ深刻なでき
ごとであった。それは、真実を探究する科学の本質に反して、政治権力が
「優れた研究又は実績がある科学者」かどうかを判断しようとするものとし
て、日本学術会議法の規定に反するものであるとともに、学問共同体たる学

術会議の学問の自由をも侵害するものであった。

しかも、学術会議自身の要請や幅広い世論、そして国会審議での追及にもかかわらず、この6名の任命拒否の意思決定に至る経緯や理由・根拠は、政府によって全く明らかにされることがなかった。

- (2) 第2の1で詳述したとおり、行政機関は、軽微な事案を除き、その意思決定過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証できるよう、行政文書を作成・保存しなければならない。特に前例のない本件のような場合「重要または異例な事項」として、その作成は必須である。

すなわち、公文書管理法は、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、・・・国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」

(同法1条)と定め、「行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」(同法4条本文)とし、「職員の人事に関する事項」についても例示列举され(同条5号)、行政機関の職員に対し文書作成義務を負わせている。

行政文書の管理に関するガイドラインにおいても、公文書管理法4条に基づき文書主義の原則が採られ、かかる文書主義の原則に基づき「〇〇省内部の打合せや〇〇省外部の者との折衝等を含め、別表第1に掲げる事項に関する業務に係る政策立案や事務の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録については、文書を作成するものとする。」と定めている(職員の人事に係る事項は、別表第1に含まれる)。また、文書の保存期間についても、「歴史公文書に該当しないものであっても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする。」、「通常は1年未満の保存期間を設定す

る類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。」と定めている。

したがって、本件任命拒否処分のような重大かつ前例のない人事については、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成しなければならない。

- (3) しかし、国会審議等においても、本件任命拒否の具体的な意思決定過程やその理由・根拠を示す文書は開示されず、また説明もされなかった。

そこで、任命を拒否された6名の各原告らは、各原告らの任命を拒否した処分の重大性に鑑み、自己の保有する個人情報がどのように取り扱われてその意思決定がなされたかを明らかにすべく、内閣官房（内閣総務官、内閣情報官、内閣官房副長官補）及び内閣府（大臣官房長）に対し、「2020年の日本学術会議会員の任命にかかる自己に関して保有している一切の文書」について、行政機関個人情報保護法に基づき、行政機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求（以下、「自己情報開示請求」という。）を行った。

行政機関個人情報保護法は、「行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」（同法1条）と定めている。

「個人の権利利益」とは、個人の人格的な権利利益と財産的な権利利益の双方を含む。「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する」とは、個人の権利利益の保護のみを唯一絶対の目的とするのではなく、行政の適正かつ円滑な運営を図ることも斟酌することを意味しているが、両者を対等に比較衡量するのではなく、個人の権利利益の保護が最重要の目的であることを表現している。

同法は、プライバシー権に基づく「自己情報コントロール権」を明記していないが、自己情報開示請求権（同法12条1項）のほか、自己を本人とする保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができる（同法27条1項、以下「自己情報訂正等請求権」という。）、自己を本人と

する保有個人情報利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができる（同法36条1項本文、以下「自己情報利用停止等請求権」という。）と定めている。

このように同法は、自己情報開示請求権、自己情報訂正等請求権、自己情報利用停止等請求権という自己情報のコントロールの仕組みを導入している。

また、裁判例においても、神戸地判平成11・6・23判例時報1700号99頁は、「自己に関する情報をコントロールすることは、プライバシーの権利の基本的属性として、これに含まれるものと解される」と判示しているし、裁判例の中には、大阪高判平成18・11・30判例時報1962号11頁、大阪地判平成19・4・26判例タイムズ1269号132頁のように、「自己情報コントロール権」という文言を用いるものがある。

以上のとおり、行政機関個人情報保護法は実質的に自己情報コントロール権を保障しており、各原告らの自己情報開示請求権、自己情報訂正等請求権、自己情報利用停止等請求権は、プライバシー権（憲法13条）を具体化した人格的権利であり、自己情報開示請求権の行使は、具体的な人格的権利として保障されなければならない。

各原告らが、各原告らの任命を拒否した処分の重大性に鑑み、自己の保有する個人情報がどのように取り扱われてその意思決定がなされたかを明らかにすべく、内閣官房（内閣総務官、内閣情報官、内閣官房副長官補）及び内閣府（大臣官房長）に対し、「2020年の日本学術会議会員の任命にかかる自己に関して保有している一切の文書」の開示を求めた自己情報開示請求権の行使は、具体的に保障されるべき人格的権利である。

- (4) 然るに、各原告らの自己情報開示請求権の行使に対し、内閣官房（内閣総務官、内閣情報官、内閣官房副長官補）は、「文書不存在」を理由として不開示とする処分を行った。また、内閣府大臣官房長は、「保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する」という存否応答拒否の処分を行った（なお、内閣府大臣官房長の存否応答拒否の処分は、審査請求手続の中で取り消され、改めて開示決定がなされたが、それは部分開示にとどまったため、本件においてその処分取消と開示の請求をしている。前記第1の4及び10参照）。

しかし、前記第2の4で述べたように、本来作成されるべき行政文書が存

在しないならばその主張立証責任は処分庁が負うべきものであるし、本件において、任命を拒否された6名の個人情報が入閣官房及び入閣府のいずれにも存在しないことは考え難い。

文書が存在するにもかかわらず「文書不存在」として不開示処分をした場合は、不開示処分自体が違法な行政行為であり、これにより各原告らの自己情報開示請求権という人格的権利が侵害され損害が生じたと言え、また、もし仮に真に文書が存在しないのだとしたら、職員の文書作成・保存義務違反行為が違法な行政行為であり、これにより実質的に各原告らの自己情報開示請求という人格的権利が侵害され損害が生じたと言えることができる。前者を主位的請求、後者を予備的請求として後述する。

2 情報公開請求における情報審査会の答申について

- (1) 第1の1で述べたように、本件任命拒否に対しては、1162名の学者・弁護士らによる情報公開請求がなされたが、これに対して、入閣官房（入閣総務官、入閣官房副長官補）は、「文書不存在」を理由として不開示処分をし、入閣府（大臣官房長、日本学術会議事務局長）も文書の一部を部分開示したものの、任命拒否の根拠・理由が分かる文書等について不存在として不開示処分を行った。

その情報公開請求において、入閣官房の「文書不存在」を理由とした不開示決定に対する審査請求手続での情報審査会答申（令和5年度（行情）答申第227ないし第232号）は、結論として「文書不存在」を理由とした不開示決定自体は「妥当」としたものの、入閣官房の「令和2年任命に関する文書は担当する入閣府において作成・保存するものであること、本件総合調整事務の主たる目的が入閣府の所掌事務に係るものであること等を理由に、入閣官房が行った本件総合調整事務について、入閣官房において、その跡付け・検証文書を作成・保存することを要さないとする考え方」は「妥当であるとはいえず、入閣官房においては、公文書管理法等に基づき本件総合調整事務に係る跡付け・検証文書を作成等する上で前提となる法的判断が不十分であったものと解さざるを得ない。」と指摘している。

また、同答申は、次のとおり「付言」をして、「文書が作成・保存されなかったことについては、妥当性を問われる」と述べ、職員の文書作成・保存義務違反を示唆した。

(2) 内閣官房の「文書不存在」を理由とした不開示決定に対する上記答申の「付言」は、以下のとおりである。（以下、ア～オの記号は引用者）

ア 「公文書管理法は、その目的に『行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること』を定め（１条）、『第１条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう』文書を作成しなければならない旨の文書主義の原則（４条本文）を定めるとともに、文書を作成すべき事項として、『職員の人事に関する事項』（同条５号）を例示している。」

イ 「そして、令和２年任命に関して行われた本件総合調整事務は、内閣法１２条２項４号及び５号の規定に基づき、各府省の人事に関する事務に対して、内閣として一貫性を確保するうえで必要な内閣官房の事務として行われている。」

ウ 「会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちからその候補者を日本学術会議が選考して総理に推薦し、当該推薦に基づいて総理が任命することとされており（日本学術会議法７条２項及び１７条）、当該選考の手続においては、会員候補者の名簿に基づき、最高議決機関である総会の承認を得ることとされている（日本学術会議会則８条３項）。」

エ 「このように、会員の任命行為の前提として、法律上、日本学術会議による会員候補者の選考・推薦行為が定められており、総理に推薦された会員候補者は、その時点で行政機関による一次的な意思決定を経ていることとなる。そして、そのような会員候補者を任命しないという判断は、任命の対象者を、法律上の要件に基づき行政機関である日本学術会議の意思決定を経て行われた推薦とは異なるものとする内容及び性質のものである上、過去に例はなく、総理自身が悩みに悩んだというものであるところ、副長官による総理との相談を含む内閣官房の本件総合調整事務は、このような判断に至る過程で行われたものである。」

オ そうすると、「内閣官房においては、本来、公文書管理法の目的の達成に資するため、公文書管理法４条及び文書管理規則６条に基づいて、本件総合調整事務について、経緯も含めた意思決定過程及び事務の実績を合理

的に跡付け・検証することができるよう、文書を作成し、保存することが求められていたといえるところ、そのような文書が作成・保存されなかったことについては、妥当性を問われるといわざるを得ない、とした。

3 違法な本件各不開示処分に基づく賠償請求（主位的）

(1) 保有個人情報を保有しているにもかかわらず保有していないとした不開示処分の違法性

第2の4及び5で述べたとおり、内閣官房は、公文書管理法及び内閣官房行政文書管理規則に基づき、対象文書の作成保存義務を負っていたのであるから、行政文書の存在及び保有が事実上推認される。本件において、対象文書が不存在であることの主張立証責任は、被告が負うものであり、被告が不存在を主張立証できない限り、不開示処分は違法である。

対象文書が存在し、保有個人情報を保有しているにもかかわらず、保有個人情報を保有していないとして不開示を決定した、内閣官房内閣総務官による不開示処分、内閣情報官による不開示処分、及び内閣官房副長官補（内政担当）による不開示処分は、それぞれ、プライバシー権に基づいて自己情報コントロール権を具体化した自己情報開示請求権の行使、ひいては自己情報訂正等請求権及び自己情報利用停止等請求権に対する侵害であり、いずれも違法な「公権力の行使」である。なぜなら、行政機関の保有する自己を本人とする個人情報が開示されなければ、自己情報が不正に取り扱われていてもその訂正や停止を請求することが不可能となるからである。

(2) 保有個人情報を保有しているにもかかわらず保有していないとした不開示処分についての責任

内閣官房内閣総務官、内閣情報官及び内閣官房副長官補（内政担当）は、内閣官房において、公文書管理法及び内閣官房行政文書管理規則に基づき、対象文書の作成保存義務を負っていたのであるから、対象文書を作成保存しているはずだとの認識を有していたと考えられ、にもかかわらず、安易に文書が存在しないとして不開示処分をしたことには、故意、少なくとも重大な過失があるというべきであり、かかる本件各不開示処分をしたことにつき責任がある。

(3) 損害

各原告らは、各原告らの任命を拒否した処分の重大性に鑑み、自己の保有する個人情報がどのように取り扱われてその意思決定がなされたかを明らかにすべく、内閣官房（内閣総務官、内閣情報官、内閣官房副長官補）に対し、「2020年の日本学術会議会員の任命にかかる自己に関して保有している一切の文書」の開示を求めた者であり、かかる自己情報開示請求権の行使は、具体的に保障されるべき人格的権利である。

上記処分庁が、各原告らの個人情報を保有しているにもかかわらず保有していないとして不開示にした処分は、各原告らのプライバシー権に基づいて具体化した自己情報開示請求権という人格的権利、ひいては自己情報訂正等請求権及び自己情報利用停止等請求権を著しく侵害するものである。

そして原告らは、内閣総理大臣によって「優れた研究又は実績がある科学者」であることを否定されて任命を拒否された者であるところ、このような不名誉な評価と処遇を行った行政の意思決定過程及び根拠・理由が、自己情報開示請求を通じて明らかにされることにより、その不名誉を回復する極めて重要な人格的利益を有する。ところがその保有個人情報が開示されないことによって、その名誉回復の道を閉ざされているのである。原告ら6名にとって、このような正当な利益を回復することは、学問の自由、表現の自由等の憲法上の権利にも関連するものでもある。

このような各原告らの、理由なく行政文書に記載された自己に係る保有個人情報の開示を妨げられないという人格的利益は著しく侵害され、これによって受けた精神的苦痛は極めて大きく、少なくとも各原告らに金100万円相当の損害があったというべきである。

- (4) よって、各原告らは、被告に対し、違法な本件各不開示処分に基づく損害賠償請求として、それぞれ金100万円及びこれに対する原告らに対する本件不開示処分の中の最後の日である2021年6月23日から支払い済みに至るまで年3分の割合による金員の支払いを求める。

4 文書作成・保存義務違反行為に基づく賠償請求（予備的）

(1) 文書作成・保存義務違反行為の違法性

仮に、上記の行政文書の作成・保存がされていなかったとしたら、以下の

とおり、文書を作成・保存しなければならないにもかかわらず、文書を作成・保存しなかったことが違法な「公権力の行使」となる。

ア まず、内閣官房は、前述の公文書管理法等に基づき、「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう」、文書作成義務を負っている。しかも本件は、日本学術会議という「わが国の科学者の内外に対する代表機関」の会員の決定という極めて重要な人事であり、しかも、従来総理大臣は学術会議の推薦どおりに任命することを明確な法解釈として国会答弁等において明らかにし、かつ、そのとおりに長年実施してきたにもかかわらず、これを変えるという「異例」な意思決定をしたものであるから、そしてそれは学問の自由と学術会議の独立性・自律性にもかかわる性質のものであるから、その意思決定過程及び事務の遂行を、合理的かつ詳細に跡付けられるよう、行政文書を作成し、かつ保存しなければならなかったのである。

しかもその意思決定は、前記の情報審査会答申も指摘するように、法律上学術会議による会員候補者の選考・推薦が定められ、学術会議という行政機関による一次的な意思決定を経ているのであって、本件任命拒否はその推薦とは異なる内容・性質のものを、敢えて行うというものであるから、なおさらである。

イ そもそも、内閣総理大臣にせよ内閣官房にせよ、学術会議から推薦された105名の会員候補者のうちから6名を選択して任命から除外するためには、一部の会員候補者を選出し任命しないこととした判断の具体的な根拠等の情報なくして、当該判断に至る経緯も含めた意思決定過程及び事務の実績を合理的に跡付け、検証することは不可能である。すなわち、任命しない方針と基準を定め、105名の各人について、「優れた研究又は業績がある」か否かを判断する材料を収集し、これらを検討して選び出す過程が必要不可欠であり、その調査と判断の内容が「合理的」なものとして理解できるように、文書を作成しておかなければならないのである。そしてそれらの行政文書は、一定期間保存し、廃棄してはならない。

これらの文書としては、官房副長官が「外すべき者」を内閣府に指示したことが明らかになっている本件においては、

① 総理大臣と官房長官・官房副長官との打合せ過程・内容を示すもの

② 官房副長官と内閣府大臣官房・学術会議事務局との間の打合せ等の過程・内容を示すもの

③ 任命拒否に係る6名を含む会員候補者の言論・活動、研究・業績等の調査の内容を示すもの

などが、文書として作成・保存されなければならないし、作成されたはずである。

④ さらに、本件と同時に行った情報公開請求に対する行政文書の一部開示文書に繰り返し現われ、国会答弁でもその趣旨が繰り返された、総理大臣に学術会議の推薦のとおり「任命すべき義務があるとまでは言えない」とした2018年11月13日付け「日本学術会議法第17条による推薦と内閣総理大臣による会員の任命との関係について」なる文書の作成に直接携わり、また本件任命拒否直後の臨時国会の政府答弁に繰り返し立った内閣法制局も重要な役割を占めており、内閣法制局と関係機関との打合せ等の過程・内容を示すものが当然に考えられるし、

⑤ その国会答弁に臨んだ総理大臣をはじめ、官房長官、内閣法制局長官、学術会議事務局長等の答弁の準備のための想定問答集その他の資料の存在も、当然に考えられる。

その他、前記情報審査会の答申に即していえば、内閣官房においては「本件総合調整事務」について、これを合理的に跡付け、検証することができるための文書が作成され、保存されなければならなかった。

ウ ところが、本件自己情報開示請求に対して、法律上当然に作成され、保存されるべきこれらの行政文書が一切、「不存在」として不開示とされたのである。それは、本件自己情報開示請求と同時になされた法律家1162人の情報公開請求においても、同様である。

このような重大な意思決定過程を示す文書が作成されず、又は保存されずに廃棄されたとすれば、それは、公文書管理法、情報公開法その他の関係法令に明白に違反する事態であり、「民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」をないがしろにし、国民に対する行政の透明性の確保と説明責任を放棄する暴挙であり、国民主権の理念をも蹂躪するものというほかはない。

エ そして内閣官房において、以上のように、経緯も含めた意思決定及び事

務の実績を合理的に跡付け・検証することができるよう、文書を作成し、保存しなければならなかったにもかかわらず、職務を怠って係る文書の作成・保存をしなかったことは、公文書管理法4条及び内閣官房行政文書管理規則6条に違反し、プライバシー権に基づいて自己情報コントロール権を具体化した自己情報開示請求権の行使を妨げ、ひいては自己情報訂正等請求権及び自己情報利用停止等請求権に対する侵害であり、いずれも違法な「公権力の行使」である。なぜなら、行政機関の保有する自己を本人とする個人情報が開示されなければ、自己情報が不正に取り扱われていてもその訂正や停止を請求することが不可能となるからである。

(2) 文書作成・保存義務違反行為についての責任

以上のとおり、内閣官房においては、公文書管理法及び内閣官房行政文書管理規則6条等に基づいて、学術会議から推薦のあった会員候補者の一部を選定して任命しないこととした判断の具体的な意思決定過程、根拠等を示す、原告らの任命拒否に関する文書を作成し、保存しなければならなかったところ、これらの関係職員は、その作成・保存義務について、十分認識していたというべきである。

にもかかわらず、内閣官房の職員が敢えて職務を怠ってかかる文書を作成し、保存しなかったことは、故意によるもの、敢えて言えば、日本学術会議の総会で承認され、推薦された候補者である各原告らを任命しなかった経緯及び具体的な根拠等を隠ぺいする意図で行われた蓋然性が高いというべきである。職務を怠った文書作成・保存義務違反行為によりプライバシー権に基づいて自己情報コントロール権を具体化した自己情報開示請求権の行使が妨げられたことにつき、故意責任が認められて然るべきであり、少なくとも重大な過失があることは明らかである。

なお、前記情報審査会答申によれば、内閣官房においては、「令和2年任命に関する文書は担当する内閣府において作成・保存するものであること、本件総合調整事務の主たる目的が内閣府の所掌事務に係るものであること等を理由に、内閣官房が行った本件総合調整事務について、内閣官房において、その跡付け・検証文書を作成・保存することを要さないとする考え方」に基づき公文書の作成・保存をしなかったとのことであり、このことは、同答申において、「前提となる法的判断が不十分だった」と指摘されているが、こ

のような誤った法的判断による文書作成・保存義務違反を免責することは許されない。むしろ、意図的に文書作成・保存義務を怠り、プライバシー権に基づいて自己情報コントロール権を具体化した自己情報開示請求権の行使を妨げたことを推認させるもので、故意責任を基礎づける事実と言うことができる。

(3) 損害

各原告らは、各原告らの任命を拒否した処分の重大性に鑑み、自己の保有する個人情報がどのように取り扱われてその意思決定がなされたかを明らかにすべく、内閣官房（内閣総務官、内閣情報官、内閣官房副長官補）に対し、「2020年の日本学術会議会員の任命にかかる自己に関して保有している一切の文書」の開示を求めた者であり、かかる自己情報開示請求権の行使は、具体的に保障されるべき人格的権利である。

内閣官房の職員が職務を怠って文書作成・保有義務違反行為をし、これにより各原告らのプライバシー権に基づいて具体化した自己情報開示請求権の行使を妨げたことは、各原告らの自己情報開示請求権という人格的権利、ひいては自己情報訂正等請求権及び自己情報利用停止等請求権を著しく侵害するものである。

そして原告らは、内閣総理大臣によって「優れた研究又は実績がある科学者」であることを否定されて任命を拒否された者であるところ、このような不名誉な評価と処遇を行った行政の意思決定過程及び根拠・理由が、自己情報開示請求を通じて明らかにされることにより、その不名誉を回復する極めて重要な人格的利益を有する。ところがその個人情報が、作成・保存義務に違反して作成・保存されず、あるいは廃棄されて開示されないことによって、その名誉回復の道を閉ざされているのである。原告ら6名にとって、このような正当な利益を回復することは、学問の自由、表現の自由等の憲法上の権利にも関連するものでもある。

各原告らの、理由なく行政文書に記載された自己に係る保有個人情報の開示を妨げられないという人格的利益は著しく侵害され、これによって受けた精神的苦痛は極めて大きく、少なくとも各原告らに金100万円相当の損害があったというべきである。

- (4) よって、各原告らは、被告に対し、違法な文書・作成保存義務違反行為に基づく損害賠償請求として、それぞれ金１００万円及びこれに対する本件各不開示処分の中の最後の日である２０２１年６月２３日から支払い済みに至るまで年３分の割合による金員の支払いを求めるものである。

添付別紙

- 1 不開示処分目録
- 2 対象保有個人情報目録
- 3 自己を本人とする保有個人情報の開示請求についての原処分・諮問・答申・裁決・決定変更番号等一覧
- 4 当事者（原告）目録
- 5 訴訟代理人目録

証 拠 方 法

証拠説明書のとおり（甲１～２８号証）

附 属 書 類

- | | |
|---------------|-------|
| 1 訴状副本 | 1 通 |
| 2 甲１～２８号証（写し） | 各 1 通 |
| 3 訴訟委任状 | 6 通 |

不開示処分目録 1

- A 宇野重規に対する令和3年閣総第581号保有個人情報不開示処分
- B 芦名定道に対する令和3年閣総第592号保有個人情報不開示処分
- C 岡田正則に対する令和3年閣総第593号保有個人情報不開示処分
- D 加藤陽子に対する令和3年閣総第594号保有個人情報不開示処分
- E 小澤隆一に対する令和3年閣総第595号保有個人情報不開示処分
- F 松宮孝明に対する令和3年閣総第596号保有個人情報不開示処分

不開示処分目録 2

- A 宇野重規に対する令和3年閣情第491号保有個人情報不開示処分
- B 芦名定道に対する令和3年閣情第492号保有個人情報不開示処分
- C 岡田正則に対する令和3年閣情第493号保有個人情報不開示処分
- D 加藤陽子に対する令和3年閣情第494号保有個人情報不開示処分
- E 小澤隆一に対する令和3年閣情第495号保有個人情報不開示処分
- F 松宮孝明に対する令和3年閣情第496号保有個人情報不開示処分

不開示処分目録 3

- A 岡田正則に対する令和3年閣副第777号保有個人情報不開示処分
- B 加藤陽子に対する令和3年閣副第778号保有個人情報不開示処分
- C 小澤隆一に対する令和3年閣副第779号保有個人情報不開示処分
- D 松宮孝明に対する令和3年閣副第780号保有個人情報不開示処分
- E 芦名定道に対する令和3年閣副第781号保有個人情報不開示処分
- F 宇野重規に対する令和3年閣副第782号保有個人情報不開示処分

不開示処分目録 4

- A 宇野重規に対する令和5年府人第1043号不開示決定変更処分
- B 芦名定道に対する令和5年府人第1044号不開示決定変更処分
- C 岡田正則に対する令和5年府人第1045号不開示決定変更処分
- D 加藤陽子に対する令和5年府人第1046号不開示決定変更処分
- E 小澤隆一に対する令和5年府人第1047号不開示決定変更処分
- F 松宮孝明に対する令和5年府人第1048号不開示決定変更処分

対象保有個人情報目録

- A 芦名定道について、2020年の日本学術会議会員の任命にかかる自己に関して保有している一切の保有個人情報
- B 宇野重規について、2020年の日本学術会議会員の任命にかかる自己に関して保有している一切の保有個人情報
- C 岡田正則について、2020年の日本学術会議会員の任命にかかる自己に関して保有している一切の保有個人情報
- D 小澤隆一について、2020年の日本学術会議会員の任命にかかる自己に関して保有している一切の保有個人情報
- E 加藤陽子について、2020年の日本学術会議会員の任命にかかる自己に関して保有している一切の保有個人情報
- F 松宮孝明について、2020年の日本学術会議会員の任命にかかる自己に関して保有している一切の保有個人情報

自己を本人とする保有個人情報の開示請求についての原処分・諮問・答申・裁決・決定変更番号等一覧

開示請求		処分庁	審査請求			処分庁	
開示請求先等 請求年月日		原処分 決定年月日 決定番号	諮問年月日 諮問番号	併合	答申 答申年月日 答申番号	裁決 裁決年月日 裁決番号	開示決定変更 通知年月日 番号
内閣官房	内閣総務官 (請求：個人) 令和3年4月	【不開示＝不存在】 令和3年閣総 581 宇野 6月21日 592 芦名 6月23日 593 岡田 6月23日 594 加藤 6月23日 595 小澤 6月23日 596 松宮 6月23日	令和3年11月18日 令和3年(行個)諮問 203 芦名 206 宇野 209 岡田 212 加藤 215 小澤 218 松宮	芦名 203 ～205 宇野 206 ～208	【不開示妥当】 令和5年8月7日 令和5年(行個)答申 5059 ～5061 【不開示妥当】 令和5年8月7日 令和5年(行個)答申 5062 ～5064	【棄却】 令和5年9月5日 令和5年閣総 605 芦名 608 宇野 611 岡田 614 加藤 617 小澤 620 松宮	
	内閣情報官 (請求：個人) 令和3年4月	【不開示＝不存在】 令和3年5月21日 令和3年閣情 491 宇野 492 芦名 493 岡田 494 加藤 495 小澤 496 松宮	令和3年11月18日 令和3年(行個)諮問 204 芦名 207 宇野 210 岡田 213 加藤 216 小澤 219 松宮	岡田 209 ～211 加藤 212 ～214	【不開示妥当】 令和5年8月7日 令和5年(行個)答申 5065 ～5067 【不開示妥当】 令和5年8月7日 令和5年(行個)答申 5068 ～5070	【棄却】 令和5年9月5日 令和5年閣総 606 芦名 609 宇野 612 岡田 615 加藤 618 小澤 621 松宮	
	内閣官房副長官補 (内政担当) (請求：個人) 令和3年4月	【不開示＝不存在】 令和3年5月21日 令和3年閣副 777 岡田 778 加藤 779 小澤 780 松宮 781 芦名 782 宇野	令和3年11月18日 令和3年(行個)諮問 205 芦名 208 宇野 211 岡田 214 加藤 217 小澤 220 松宮	小澤 215 ～217 松宮 218 ～220	【不開示妥当】 令和5年8月7日 令和5年(行個)答申 5071 ～5073 【不開示妥当】 令和5年8月7日 令和5年(行個)答申 5074 ～5076	【棄却】 令和5年9月5日 令和5年閣総 607 芦名 610 宇野 613 岡田 616 加藤 619 小澤 622 松宮	
内閣府 本府	内閣府大臣官房長 (請求：個人) 令和3年4月	【存否応答拒否】 令和3年6月21日 令和3年府人 718 宇野 719-1 芦名 719-2 岡田 719-3 加藤 719-4 小澤 719-5 松宮	令和3年11月18日 令和3年(行個)諮問 221 宇野 222 芦名 223 岡田 224 加藤 225 小澤 226 松宮		【取り消すべき】 令和5年8月7日 令和5年(行個)答申 5077 宇野 5078 芦名 5079 岡田 5080 加藤 5081 小澤 5082 松宮	【取り消す】 令和5年8月25日 令和5年府総 343-1 宇野 344-1 芦名 345-1 岡田 346-1 加藤 347-1 小澤 348-1 松宮	【部分開示】 令和5年8月25日 令和5年府人 1043 宇野 1044 芦名 1045 岡田 1046 加藤 1047 小澤 1048 松宮
	内閣府日本学術会議 事務局長 (請求：代理人 弁護士三宅千晶) 令和4年	【存否応答拒否】 令和4年8月8日 令和4年府日学 1238-1 芦名 1238-2 宇野 1238-3 岡田 1238-4 小澤 1238-5 加藤 1238-6 松宮	令和5年1月4日 令和5年(行個)諮問 2 芦名 3 宇野 4 岡田 5 小澤 6 加藤 7 松宮		【取り消すべき】 令和5年8月7日 令和5年(行個)答申 49 芦名 50 宇野 51 岡田 52 小澤 53 加藤 54 松宮	【取り消す】 令和5年8月24日 令和5年府総 349-1 芦名 350-1 宇野 351-1 岡田 352-1 小澤 353-1 加藤 354-1 松宮	【全部開示】 令和5年8月25日 令和5年府日学 1301-1 芦名 1301-2 宇野 1301-3 岡田 1301-4 小澤 1301-5 加藤 1301-6 松宮
	内閣府日本学術会議 事務局長 (請求：代理人 弁護士米倉洋子) 令和5年10月13日	【開示】 令和5年11月15日 令和5年府日学 1635-1 芦名 1635-2 宇野 1635-3 岡田 1635-4 小澤 1635-5 加藤 1635-6 松宮					

第2事件（63号事件）原告目録（公開用）

1 原告 芦 名 定 道

2 原告 宇 野 重 規

3 原告 岡 田 正 則

4 原告 小 澤 隆 一

5 原告 加 藤 陽 子

6 原告 松 宮 孝 明

原告訴訟代理人目録

〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町3-30-7 横浜平和ビル4階

神奈川総合法律事務所

電話 045-222-4401

FAX 045-222-4405

弁護士 福田 護

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-3 第一富澤ビル3階

原後綜合法律事務所

電話 03-3341-5271

FAX 03-3359-5975

弁護士 三宅 弘

弁護士 安齋 由紀

〒112-0012 東京都文京区大塚 5-6-15 ワイビル502

(送達場所) 大塚市民法律事務所

電話 03-5940-6830

FAX 03-5940-6831

弁護士 米倉 洋子

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-6-5 シガラキビル9階

ピープルズ法律事務所

電話 03-3354-2555

FAX 03-3354-9650

弁護士 南 典男

〒130-0022 東京都墨田区江東橋3-9-7 国宝ビル6階

東京東部法律事務所

電話 03-3634-5311

FAX 03-3634-5315

弁護士 大江京子

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通17 JPR横浜日本大通ビル8階

横浜合同法律事務所

電話 045-651-2431

FAX 045-641-1916

弁護士 関守麻紀子

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-17-10 エキニア池袋6階

城北法律事務所

電話 03-3988-4866

FAX 03-3986-9018

弁護士 大山勇一

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-2-4 麹町HFビル8階

弁護士法人西村綜合法律事務所 東京事務所

電話 03-3237-3515

FAX 03-3237-3516

弁護士 神谷延治

〒120-0034 東京都足立区千住 1-2 4-4 広瀬ビル 2 階

北千住法律事務所

電話 03-3870-0171

FAX 03-3881-7471

弁護士 辻 田 航

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-4 7-9 サ・パークレックス代々木 3 階

Kollect アーツ法律事務所

電話 03-3370-2555

FAX 03-3370-2556

弁護士 三 宅 千 晶